



# 障害福祉サービス 利用の手引き

(概要版)



詳しくは、障がい福祉課へ

近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会

障がい児支援促進部会

# サービスのあれこれ

## 「サービス等利用計画」が必要なものと必要ないものがあります

障害福祉サービスは、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づき行われます。自宅にヘルパーが来てくれるものや施設に通って利用するものなど様々です。

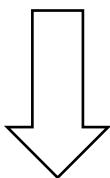


### 子どものサービスは何があるの？

- 就学前の子が、保育園や幼稚園のように通うことができるサービス
- 小学生から高校生まで、放課後や夏休みに通って、勉強や余暇の時間を過ごすサービス
- 重度の障害で通所することができない場合に、自宅でも支援が受けられるサービス

※放課後等デイサービスや児童発達支援事業所などが該当します。

詳しくは、「はーとふるガイドブック」P4、P5をご確認ください。

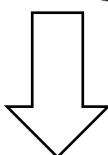


### 子どもも大人も使えるサービスは何があるの？

- ヘルパーが自宅に来て手伝ってくれるサービス
  - ・家事や掃除を一緒に手伝ってくれます。
  - ・病院や買い物に付き添ってくれます。
  - ・入浴を手伝ってくれます。
  - ・外出するための支援をしてくれます。

※居宅介護や移動支援事業などが該当します。

詳しくは、「はーとふるガイドブック」P4、P5をご確認ください。



### 18歳以上の大人が使えるサービスは何があるの？

- 日中を過ごす場所を提供するサービス
  - ・働く場所、働くための準備をするための場所です。
- 暮らしの場を提供するサービス
  - ・短い期間だけ集団で過ごす場所、長い期間を集団で過ごす場所です。
- 昼間の活動を支援するサービス
  - ・生活を送る上で必要となる介護を受けられます。

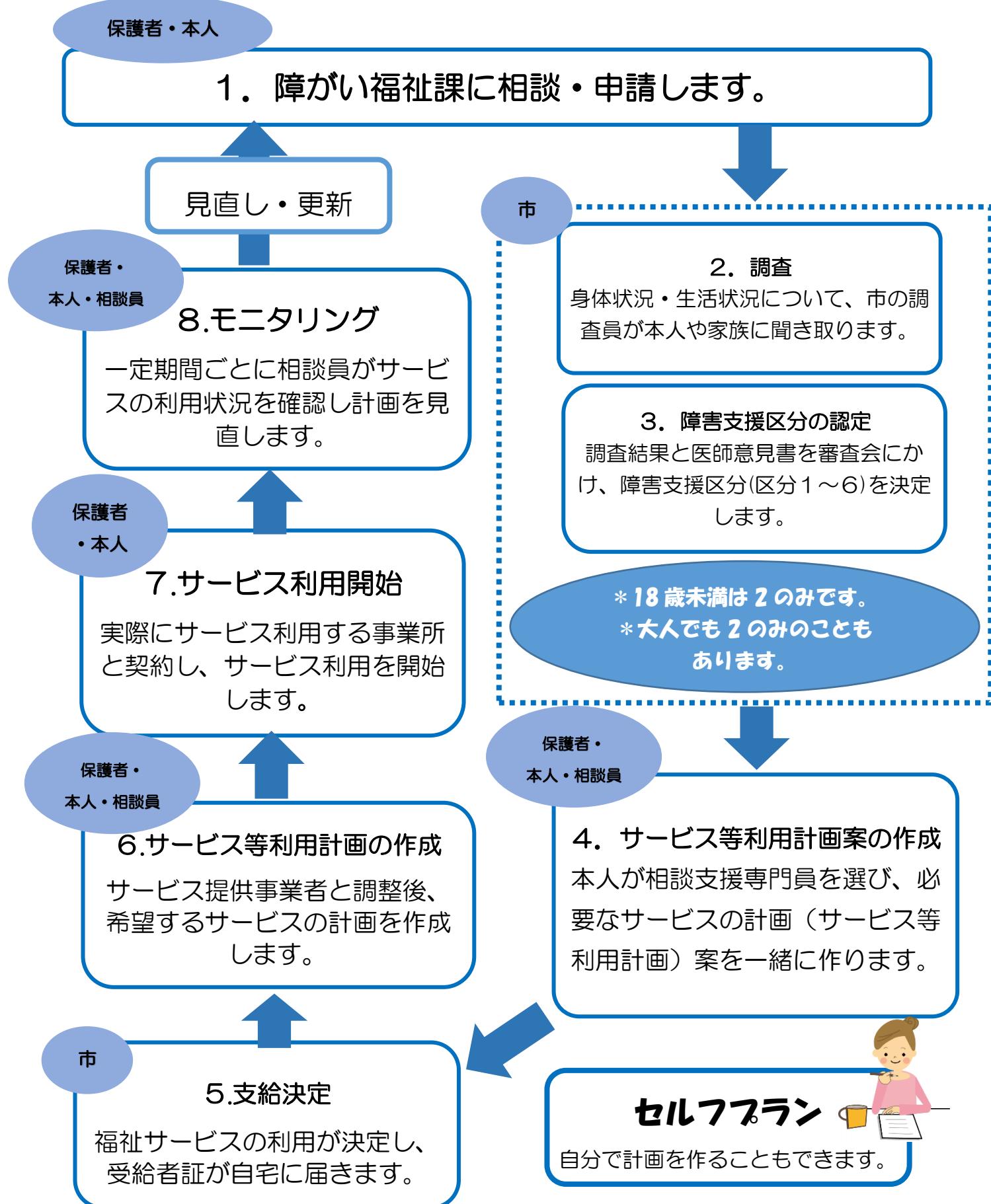
※就労継続支援 A・B、グループホームなどが該当します。

詳しくは、市障がい福祉課までご確認ください。

※サービス等利用計画とは？

希望する生活はどんな生活か、誰がどんな方法で支えていくのかをサービス事業者等と話し合い、作成した内容が利用計画です。計画相談事業所が作成するため、契約が必要です。

# どうしたらサービスが使えるの？



# サービスの利用にはいくらかかるの？

- ・利用された人の負担割合は原則1割です。残りは市が負担します。
- ・所得によって上限額（月額）が決まっています。  
【所得を判断する世帯の範囲】
  - 18歳以上の障がい者は、障がい者本人とその配偶者。
  - 障がい児は、保護者の属する住民基本台帳での世帯。

## 障がい者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般1	市町村民税課税世帯の人（所得割16万円未満） ★入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円

## 障がい児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般1	市町村民税課税世帯の人 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合
		入所施設利用の場合
一般2	上記以外の人	37,200円

### 【お問合せ窓口】

市障がい福祉課（市役所2階）

TEL：0748-31-3711 FAX：0748-31-2037

9時00分～16時45分（土日、祝日を除く）